



2024年3月14日

各位

会社名 株式会社電業社機械製作所
代表者名 代表取締役社長 彦坂典男
(コード：6365 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 稲垣 晃
(TEL 055-975-8221)

2024年3月期第3四半期報告書の提出期限延長(再延長)に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2024年2月14日付「2024年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」にて公表のとおり、2024年3月期第3四半期報告書の提出期限を2024年3月14日とする旨の承認をいただいておりますが、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長(再延長)に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

記

- 対象となる四半期報告書
2024年3月期第3四半期報告書(自2023年10月1日至2023年12月31日)
- 延長(再延長)前の提出期限
2024年3月14日
※ 本来の法定提出期限は2024年2月14日ですが、同日付にて関東財務局より提出期限延長をご承認いただいております。
- 延長(再延長)が承認された場合の提出期限
2024年4月30日
- 提出期限の延長(再延長)を必要とする理由
当社は、2024年3月11日付「特別調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ」(以下、「3月11日付お知らせ」といいます。)のとおり、当社において印章の管理が不十分であり印章の不正利用の疑義及び印章の不正利用の防止にかかる内部統制の不備に関する疑義があること、並びに本件不正利用が判明した後の取締役会、取締役監査委員等への情報伝達についても不備があった疑義(以下、併せて「当初疑義」といいます。)が確認されたため、特別調査委員会による調査を行うこととし、同委員会による調査に全面的に協力し、提出期限の延長を承認いただいている2024年3月期第3四半期報告書について、延長承認された提出期限(2024年3月14日)に向けて提出準備を進めておりましたが、調査を進める過程で、2020年6月及び7月に東北支店において同一の発注者から受注していた2案件(当初疑義にかかるものとは別の案件)において、範囲外工事(追加工事)の原価の少なくとも一部について、適時に工事原価総額に追加計上せず、特段の根拠なくその追加計上時期を翌期以降に遅らせたという新たな疑義(以下、「新規疑義」といいます。)が判明し、かかる状況については、本社側の営業本部並びに生産本部の関与が見受けられました。

これを受け、当社は、当社の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人（以下「会計監査人」といいます。）と協議の上、新規疑義に関しても徹底した調査を実施すべく、3月11日付お知らせに記載のとおり、特別調査委員会に対して、新規疑義に対応する調査を新たに委嘱して調査範囲を拡大し、当初疑義とともに調査を実施することを決定いたしました。特別調査委員会は、関連資料・データのレビュー・分析、追加デジタル・フォレンジック調査、社内・外関係者ヒアリング、社内アンケート調査、臨時通報窓口による通報受付等の調査手続を実施しますが、かかる調査の完了までには相応の時間を要する見込みです。また、会計監査人においては、特別調査委員会による新規疑義を含む調査報告をもって、他の不正行為による虚偽記載が存在しないかの確認をするための追加的な監査手続等が必要であり、延長承認を受けた提出期限（2024年3月14日）までに会計監査人による四半期レビュー報告書の受領が困難であるとの判断に至り、2024年3月期第3四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認申請書を提出することといたしました。

5. 今後の見通し

四半期報告書の提出期限延長（再延長）に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以 上